

# 町村週報

( 町村の購読料は会費 )  
の中に含まれております

## 2428号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫 : 定価1部40円・年間1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



春のいぶき

村を整理・解消すること、強制合併に踏み切ることを避けるため、一定期間、国が「自主合併」を促すこととは拒否できないのではないかと、その際、このたびの合併では市側の対応に問題がある場合もあり、呼びかけの対象を一定の人口以下の町村に限らず、全市町村とすべきである。また、財政支援はやめ、しかも強制にならない手法をとるとすれば、ぎりぎり、都道府県の斡旋・調停・勧告までに限定すべきである。そして、

には、一定人口未満の町村の事務を縮小し、都道府県の責任にする案が含まれているが、その実施形態として広域連合が内包されているではないか。一旦否定した広域連合を裏口から呼び込んでいる。これも納得できない。現行の広域連合を、より統合力の発揮できるものへと手直し、しかも相当の事務権限を新たに譲渡し、「自主的編入」案と並ぶ選択肢とするのが十分考えられる。町村を解消させてはならない。

その是非とその手法についてである。一挙に人口基準の小規模な町

**「西尾私案」への対案はある**  
千葉大学教授・東京大学名誉教授  
大森 彌

念し合併一  
本に凝り固  
まって考え  
てしまっ  
ている。そこ

が一定の期間、合併を呼びかけること、というのが明確でないため、何に対する対案を考えればよいのか判りにくい、もし対案というならば、おそらく次の二点にかかわるだろう。  
一つは、一七年度以降、再度、国が一定の期間、合併を呼びかけること、というのが明確でないため、何に対する対案を考えればよいのか判りにくい、もし対案というならば、おそらく次の二点にかかわるだろう。

### 閑話休題

全国町村会は、地方制度調査会から「西尾私案」に対案を出すようにと要請を受けた。小規模市町村の事務権限を縮小するといっても、どの範囲の、どのような事務なのか明確でないため、何に対する対案を考えればよいのか判りにくい、もし対案というならば、おそらく次の二点にかかわるだろう。

もう一つは、縮小・肩代り案は非現実的であるので、一定人口未満の町村を近隣の市に強制編入し、その内部団体化する案に対案が考えられないかどうかである。強制編入は受け容れたい。しかも、「西尾私案」は、基礎自治体のあり方を、広域連合方式を断念し合併一本に凝り固まって考えてしまっている。そこで

### もくじ

情報随想	フォーラム	政策リーダー	政治情報	策
千曲川源流の村 私達の、この村を想う …… 長野県川上村長 藤原忠彦	環境にやさしいまちづくりを目指して …… 山形県立川町	町村週報主要索引 (平成十四年十月～平成十五年一月)	地財計画規模二年連続の減少に …… 平成十五年度地方財政計画(解説)	町村週報主要索引 (平成十四年十月～平成十五年一月)
(12)	(6)	(5)	(2)	(2)

### 写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。

送り先: 全国町村会・広報部

〔解説〕 平成15年度地方財政計画

# 地財計画規模 2年連続の減少に

政府は二月七日の閣議で平成十五年度の地方財政計画を決めた。規模は総額八六兆二、〇〇〇億円で、前年度比一・五%減となった。厳しい財政状況を踏まえ歳出を抑制したためで、二年連続の前年度割れとなる。地方交付税も一八兆六〇〇億円と、前年度比七・五%減となった。また、一般行政経費(単独)は一・一兆円と前年度比〇・三%減に、投資的経費(単独)も一四・八兆円、同五・五%減に抑制した。それでも財源不足は総額一七・二兆円にのぼり、赤字地方債や減税補てん債などで補てん。この結果、平成十五年度末の地方の借入金残高は一九九兆円に膨れ上がる。地方債依存度も一七・五%(前年度一四・四%)にアップする。一方、十五年度の地方財政計画では、「三位一体の改革」の「芽出し」として、義務教育費国庫負担金(共済長期負担金等)や在宅福祉事業費補助金などが一般財源化され、その所要財源約二、三〇〇億円については八分の七を国が負担する暫定措置が盛り込まれた。市町村道整備の国庫補助負担金も原則廃止することとされ、その財源措置として自動車重量譲与税の譲与割合が引き上げられた。

平成十五年度の地方財政計画は、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、歳出面では、歳出全般にわたる徹底した見直しで歳出総額の計画的な抑制を図る一方、当面の重要課題である、個性・工夫に満ちた魅力ある都市・地方の形成、循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策などに財源を重点的に配分。歳入面では、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を基本に、引き続き生じた大幅な財源不足については地方財政の運営に支障が生じないよう適切な補てん措置を講じることを基本に策定した。

この結果、地方財政計画の規模は総額八六兆二、〇〇七億円、前年度比一・五%減となった。これまで増

加を続けていた地財計画の規模は、平成十年度には〇・〇%増とするなど抑制基調に転換、十四年度は一・九%減と初めて前年度割れとなり、二年連続のマイナス計画となった。財政健全化に向けて財源不足を圧縮するため歳出総額を抑制したのが要因。

◆「三位一体改革」の「芽出し」も 財源不足は、通常収支の不足一三兆四、四五七億円、恒久的な減税実施に伴う減収額三兆二、四三七億円、先行減税に伴う減収額六、八七三億円にのぼることになった。うち、通常収支の不足については、平成十三年度の制度改正を踏まえて交付税特別会計借入金を廃止し、財源対策債(一兆八、四〇〇億円)を除

く額は、国と地方が折半し、国負担分は一般会計からの繰入れ五兆七、三六一億円、地方負担分は臨時財政対策債(赤字地方債)五兆八、六九六億円により補てんすることにした。

恒久的な減税による地方税の減収については、国のたばこ税の一部移譲一、二五〇億円、法人税の交付税率の引き上げ三、四六三億円、地方特例交付金八、八九〇億円、で減収総額の四分の三を補てん、残る四分の一は減税補てん債四、五三四億円で補てんした。また、恒久的減税に伴う地方交付税の影響額一兆四、三〇〇億円については、交付税特別会計借入金で補てんし、地方が折半で償還する。このほか、先行減税に伴う減収については、うち、地方税の減収二、四一〇億円は減税補てん債で補てんし、後年度の地方税増収により償還。地方交付税の減収四、四六三億円は交付税特別会計借入金(地方負担)で補てんし、後年度の地方交付税原資の増収で償還することにした。

また、来年度の地方財政計画では、「三位一体の改革」の「芽出し」として義務教育費国庫負担金などの一般財源化が盛り込まれた。昨年六月に閣議決定された骨太方針第二弾に、「国庫補助負担金と交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、改革案を今後一年を目途にとりまとめる」ことが盛り込まれたが、小泉首相が昨年夏、来年度予算案に三位一体改革の「芽出し」

政 策

を盛り込むよう指示したことを受け、具体化したもの。

義務教育費国庫負担金については、教職員配置の弾力化など地方の自主性を拡大する措置と併せて共済長期負担金などの国庫負担(一、一八四億円)や、在宅福祉事業費補助金等(一六〇億円)などを一般財源化。この国庫補助負担金の見直しに伴う所要財源二、三四四億円については、地方特例交付金の増額(一、一七二億円)、地方交付税の増額(一、一七二億円)で措置する。うち、地方交付税の増額は交付税特別会計借入金で措置し償還費の四分の三は国が負担する暫定措置を講じた。この結果、所要財源の八分の七は国が負担することになった。

これまでの一般財源化については特段の財源措置は講じていないが、今回、「三位一体の改革」の「芽出し」として、新たな財源措置を講じたもの。総務省は、今後の本格的な「三位一体の改革」の入り口となる国庫補助負担金の削減についても、今回の暫定措置を基本スキームに対応していきたい考えだ。

このほか、市町村道整備に係る国庫補助負担金の見直しなども盛り込まれた。具体的には、市町村道整備に係る国庫補助負担金を縮減し補助負担対象範囲を限定(影響分四五〇億円程度)、高速道路を整備するための国と地方の負担による新たな直轄事業の導入(同四五〇億円)について、自動車重量税と税の譲与割合を現行の四分の一から三分の一に引き上げる税源移譲を行うほか、地方道路譲与税の都道府県・市町村間の配分を見直すことにした。

地方交付税は七・五%減に

歳入の内訳をみると、地方税は三二兆一、七二五億円で前年度比六・一%減となった。うち、市町村税は一八兆七、三六六億円、前年度比四・九%減となっている。主な税目別の収入見込み額をみると、市町村民税は七兆三、九七七億円(前年度比六・八%減)、固定資産税は八兆七、六一〇億円(同四・三%減)、軽自動車税一、四一五億円(同四・四%増)、市町村たばこ税八、六八九億円(同四・二%増)、入湯税二六六億円(同八・一%増)など。

また、地方交付税は総額一八兆六九三億円、前年度比七・五%減となった。法定率分一〇兆六、一四一億円で、一般会計の加算措置五兆七、七八五億円、交付税特別会計借入金(新規増)一兆九、五一五億円に交付税特会借入金支払利子分六、一五〇億円などを差し引いたものだが、地方交付税と同様に使える臨時財政対策債(赤字地方債)を加えると、地方交付税総額は三兆九、三八九億円、前年度比五・一%増となる。

このほか、地方特例交付金を一兆六二億円、前年度比一一・四%増を計上した。今回、同交付金を新たに第一種と第二種に分けた。第一種交付金は恒久的な減税に伴う地方税減収を補てんするため、地方税の代替

財源として全ての都道府県・市町村に減収見込額を基礎に交付する。第二種交付金は、「三位一体の改革」に伴う国庫補助負担金の見直しに対応する財源措置として交付するもの。国勢調査人口を基礎に全都道府県・市町村に交付する。総額は、見直される国庫補助負担金の対象事業のうち引き続き地方で実施する必要があるものの地方一般財源の所要額の二分の一相当額としている。

地方債総額は一五兆七一八億円、前年度比一九・二%増の高い伸びとなった。財源不足補てんのための交付税特会借入金の全廃に伴い臨時財政対策債が五兆八、六九六億円に膨れ上がったほか、減税補てん債六、九四四億円、財源対策債一兆八、四〇〇億円を発行したため、臨時財政対策債を除くと前年度比二・三%減となる。なお、過疎対策事業は三、一三〇億円(前年度比三・七%減)、辺地対策事業は六二〇億円(同四・六%減)を計上している。

この結果、一般財源総額は五一兆九、四一九億円、前年度比六・一%減となり、一般財源比率も六〇・二%と前年度(六三・二%)より三・〇ポイント低下した。なお、臨時財政対策債を加えると六七・一%となり、前年度(六六・九%)より〇・二ポイント上昇する。また、地方債依存度も一七・五%と前年度(一四・四%)より三・一ポイント上昇するが、臨時財政対策債を除くと一〇・七%と前年度(一〇・八%)より〇・一ポイント低下することになる。

また、地方債残高(十五年度末)は一三八兆円(前年度比三・七%増)にのぼる。さらに、交付税特会借入金残高(同)も三兆円(同三兆円)にふくらむ。

地方単独事業は五・五%削減

歳入の内訳をみると、給与関係費は総額二兆三兆四、三三三億円で前年度比一・一%減とした。地財計画上、職員定数を一万三六八八純減(警察官増員を除き一万四、三六八八削減)させた。また、一般行政経費は総額二兆二兆二六三億円で前年度比一・一%増とした。うち、国庫負担金を伴うものは九兆八、四一四億円(前年度比二・七%増)、国庫負担金を伴わない単独は一兆一、八四九億円(同〇・三%減)となっている。既定の行政経費を縮減する一方、魅力ある都市・地方の形成や循環型社会の構築、少子・高齢化対策に重点配分した。投資的経費も三兆二、八六八億円、前年度比五・三%減とした。うち、補助事業は八兆四、〇六八億円(同五・〇%減)、単独事業は一四兆八、八〇〇億円(同五・五%減)となっている。一方、公債費は一三兆七、六七三億円、前年度比二・五%増加した。うち、元金償還金は一〇兆一、六四三億円、利払費三兆は六、〇三〇億円となっている。このほか、維持補修費は一兆六八億円で、前年度より〇・六%減少した。

地方単独事業のうちソフト分の主な事業をみると、社会福祉関係経費

政 策

地方財政計画歳入歳出一覧

1 歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分	平成15年度 (A)	平成14年度 (B)	増 減 額 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)	平成14年度 増 減 率
(歳入)					
地方 税	321,725	342,563	▲20,838	▲ 6.1	▲ 3.7
地方 譲与 税	6,939	6,239	700	11.2	0.0
地方 特例 交付金	10,062	9,036	1,026	11.4	0.2
地方 交付 税金	180,693	195,449	▲14,756	▲ 7.5	▲ 4.0
国庫 支出 金	122,600	127,213	▲ 4,613	▲ 3.6	▲ 2.7
地方 債	150,718	126,493	24,225	19.2	6.2
使用料 及び 手数料	16,386	16,178	208	1.3	0.7
雑 収 入	52,984	52,495	489	0.9	▲ 0.2
計	862,107	875,666	▲13,559	▲ 1.5	▲ 1.9
(歳出)					
給与 関係 経 費	234,383	236,998	▲ 2,615	▲ 1.1	0.2
一 般 行 政 経 費	210,263	208,068	2,195	1.1	1.0
補 助 単	98,414	95,846	2,568	2.7	2.5
公 債 費	111,849	112,222	▲ 373	▲ 0.3	▲ 0.3
維 持 補 修 費	137,673	134,314	3,359	2.5	5.0
投 資 的 経 費	10,068	10,124	▲ 56	▲ 0.6	▲ 0.4
補 助 単	232,868	245,985	▲13,117	▲ 5.3	▲ 9.5
公 営 企 業 繰 出 金	84,068	88,485	▲ 4,417	▲ 5.0	▲ 8.5
企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	148,800	157,500	▲ 8,700	▲ 5.5	▲ 10.0
そ の 他	32,052	32,177	▲ 125	▲ 0.4	▲ 1.6
不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	22,433	22,033	400	1.8	2.4
計	9,619	10,144	▲ 525	▲ 5.2	▲ 9.2
地 方 一 般 歳 出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、 不交付団体水準超経費を除く)	4,800	8,000	▲ 3,200	▲ 40.0	▲ 1.2
	862,107	875,666	▲13,559	▲ 1.5	▲ 1.9
地 方 一 般 歳 出 (公債費、企業債償還費普通会計負担分、 不交付団体水準超経費を除く)	697,201	711,319	▲14,118	▲ 2.0	▲ 3.3

は四兆六、一八五億円を計上。うち、社会福祉系統経費(国庫負担金の一般財源化を含む)は四兆三、〇八七億円、少子・高齢化対策経費、健康づくり推進事業、子育て支援事業、国民健康保険関係事業などは、三、〇九八億円を計上。このほか、教育・人材育成対策経費(私学振興対策、青少年健全育成対策など)五、二九三億円、環境対策経費(リサイクル推進事業など)三、一三一億円、地方活性化・都市再生対策経費(わがまちづくり支援事業、共生のまちづくり推進事業、都市再生関連対策、地域文化振興対策、国土保全対策、農山漁村対策・森林山村対策、生活交通確保対策、市町村合併推進事業など)八、一七〇億円、情

報化・科学技術振興対策経費(地域情報化推進事業、教育情報化対策など)四、一三三億円を計上した。また、地方単独事業のハード分の主な事業をみると、地域活性化事業五、六〇〇億円、合併特例事業二、二〇〇億円、防災対策事業一、三〇〇億円を計上した。うち、地域活性化事業の内訳は、循環型社会形成事業五〇〇億円、少子・高齢化対策事業一、一〇〇億円、地域資源活用促進事業五〇〇億円、都市再生事業二、〇〇〇億円、地域情報通信基盤整備事業一、五〇〇億円となっている。

なお、歳出に占める割合は、給与関係経費が二七・二%で前年度より〇・一ポイント上昇、一般行政経費も二四・四%で同〇・六ポイント上昇、公債費は一六・〇%で同〇・七ポイント上昇。その中で、投資的経費だけが二七・〇%と前年度より一・一ポイント低下している。

このほか、地方公営企業関係施策(公営企業繰出金)として三兆二、一五二億円(前年度比〇・四%減)を計上。また、地方自治体の公債費負担軽減のため、公営企業金融公庫資金の公営企業債の借換え七〇〇億円(対象五〇〇団体程度)、高利の地方債に対する特別交付税措置三〇〇億円(同二、五〇〇団体程度)を計上したほか、公債費負担の計画的な適正化に係る特別交付税措置も行う。

(自治日報社 井田 正夫)

情 報

町村週報主要索引

平成十四年十月～平成十五年一月  
二四一四号～二四二五号

活動

医療制度改革に関する厚生労働大臣  
私案に対する会長談話を発表  
二四一四 (5)

山本会長が地方制度調査会専門小委  
員会で意見  
二四一五 (2)

市町村合併・地方税財政に関する緊  
急重点要望 全国町村会・全国町村  
議会議長会  
二四一六 (2)

平成十三年度町村有物件災害共済事  
業の概要報告  
二四一六 (6)

平成十三年度町村生協火災・自動車  
共済事業の概要報告  
二四一六 (6)

高速道路ネットワーク実現全国大会  
開く  
二四一八 (2)

西尾私案に対する意見を提出 全国  
町村会  
二四一九 (5)

田中副会長が自民党総務部会関係合  
同会議で意見  
二四一九 (7)

「事務事業の在り方に関する意見」で  
会長談話 地方六団体二四一九 (10)

国庫補助負担金の廃止・縮減に関す  
る緊急要望 地方六団体二四一九 (1)

全国町村長大会議開く  
二四二〇 (1)

地方税財源充実確保全国大会を開催  
地方六団体  
二四二〇 (4)

介護保険制度と固定資産税で緊急要  
望 全国町村会  
二四二〇 (4)

山本会長が地方制度調査会で意見  
二四二一 (2)

高速道路のあり方に関する政府及び

地方関係者との懇談会で山本会長が  
意見  
二四二一 (6)

町村の新しい自治制度の設計に関す  
る研究会中間報告「いま町村は訴え  
る」を刊行 全国町村会  
二四二一 (8)

市町村合併・小規模市町村、町村財  
政基盤の強化などで緊急要望 全国  
町村会  
二四二二 (2)

町村自治確立総決起大会開催要綱 全  
国町村会・全国町村議会議長会  
二四二三 (12)

医療保険制度・厚生労働省試案に対  
し意見 全国町村会ほか  
二四二四 (2)

政策

平成十五年度総務省予算概算要求重  
点施策(解説)  
二四一四 (2)

平成十五年度農林水産省予算概算要  
求重点施策(解説)  
二四一五 (7)

平成十五年度国土交通省予算概算要  
求重点施策(解説)  
二四一六 (3)

平成十五年度文部科学省予算概算要  
求重点施策(解説)  
二四一七 (2)

平成十五年環境省予算概算要求重  
点施策(解説)  
二四一七 (5)

平成十三年度過疎白書(解説)  
二四一八 (5)

構造改革特区 第二次提案募集を開  
始  
二四一八 (8)

NTT東・西の通信接続料について  
答申 総務省情報通信審議会  
二四一八 (9)

「事務事業の在り方に関する意見」を  
提出 地方分権改革推進会議  
二四一九 (9)

構造改革特区の概要と第二次提案募  
集について  
二四二一 (9)

米政策大綱決定  
二四二四 (3)

平成十五年度関係省庁予算特集  
二四二五 (2)

随想

自然と文教を育む「愛・地球博」長  
久手町  
愛知県町村会長・長久手町長  
加藤梅雄  
二四二四 (10)

我が村に想いをよせて  
奈良県町村会長・御杖村長  
田中 勝  
二四二五 (15)

小さな町の日本一  
宮城県瀬峰町長  
山田悦郎  
二四二六 (14)

緒方三郎惟栄のこと  
大分県緒方町長  
山中 博  
二四二七 (14)

人生所感  
福井県越前町長  
京谷宗雄  
二四二八 (11)

アレルギ  
岡山県加茂川町長  
片山舜平  
二四二一 (14)

町長職初当選の想い  
宮崎県木城町長  
黒木博  
二四二二 (8)

中山間地域の継続的発展にかける  
新潟県牧村長  
中川耕平  
二四二三 (14)

健康な毎日を  
栃木県町村会長・黒羽町長  
齋藤典男  
二四二四 (11)

フォーラム

こころからだをのんびり「本物  
の田舎に出会えるまち」  
広島県美土里町  
二四二五 (11)

大河の源流・おおあさ  
広島県大朝町  
二四二七 (10)

「ゆとり」と「うるおい」、老いも  
若きも心豊かな美山村」をめざして  
和歌山県美山村  
二四二四 (6)

この町この村  
青森県車力村・成田村長を訪ねて  
二四二三 (8)

情報

都道府県別市町村数(平成十四年十  
月一日現在)  
二四二四 (7)

町村週報主要索引(平成十四年六月  
～九月)  
二四二四 (8)

平成十四年度市町村長総務大臣表彰  
式挙行される  
二四二五 (10)

カプセルNOW&NEW  
二四二四、  
二四二六、二四二九、  
二四二二、二四二四  
政策リーダー

二四二四、二四二九、  
二四二二、二四二四

●町村週報の購読●

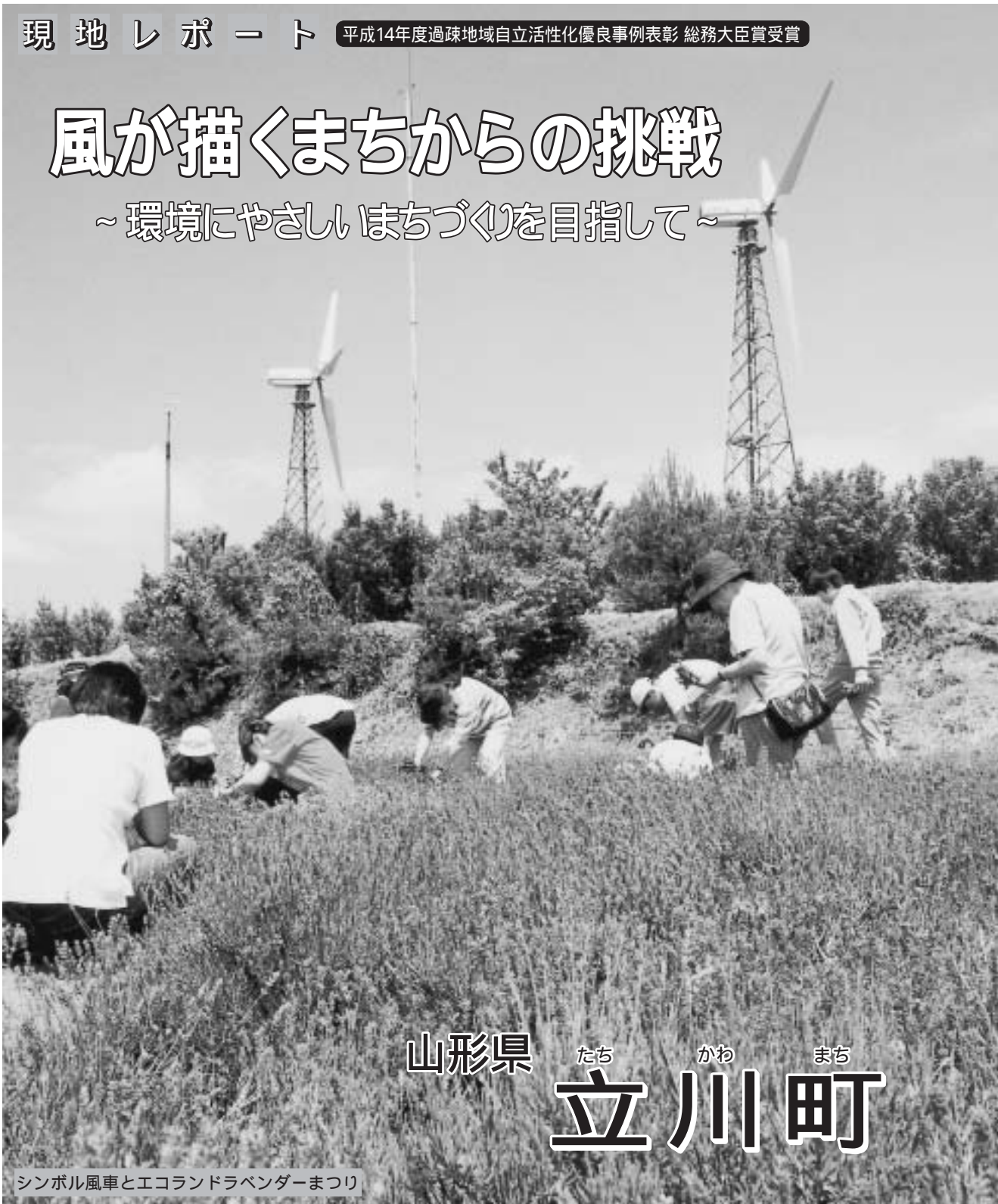
「町村週報」の購読を希望される方  
は、ハガキに住所、氏名、職業、電  
話番号をお書きのうえ、全国町村会  
広報部へお申し込みください。年間  
一部千五百円。料金は請求書をお送  
りしてから折返し御送金ください。  
〒100-0001 東京都千代田区  
永田町1-11-35 全国町村会広報部。

現地レポート

平成14年度過疎地域自立活性化優良事例表彰 総務大臣賞受賞

# 風が描くまちからの挑戦

～環境にやさしいまちづくりを目指して～



山形県

たち かわ まち  
**立川町**

シンボル風車とエコランドラベンダーまつり

## フォーラム



## ◆はじめに

山形県立川町は、山形県の北西、庄内平野の東南部に位置し、出羽三山の霊峰月山を南端に立谷沢川に沿う月山麓と、日本三大急流の一つ最上川の河畔との間に開けた、面積約一九〇km<sup>2</sup>の南北に細長い山間丘陵の町です。人口は昭和三十五年以降減少傾向にあり、平成十五年一月一日現在六九二九人、世帯数は一、八四二世帯で、高齢者比率は二九・四％となっています。

立川町の特徴は、年間を通じて風が強いことであり、この悪風を環境にやさしいクリーンで再生可能な地域資源として活用した風力発電にいち早く取り組んできたことです。環境問題への対応が緊急な課題となっている現在、官民それぞれの立場で風力発電の導入が図られています。本町の取り組みは風をキーワードにした町おこしに始まり「風のまち立川」を全国に情報発信するとともに、その後

急速に顕在化してきた環境問題に対する地域レベルでの具体的対応として、国内でも先進的に風力発電の導入を図ってきました。

## ◆強風に悩まされて

立川町では、冬期間は日本海側特有の雪を伴った北西の季節風が激しく吹く一方、春から秋にかけては最上川の渓谷から東南東の強風「清川だし」と呼ばれる局地風が吹き荒れ、本町の基幹産業である農業や人々の生活に多大な被害を与えてきました。

この強風を農業に利用できないかと、昭和五十五年から五年間一kWの小型風車による風エネルギー実用化実験事業を行いました。また昭和五十六年から五年間、科学技術庁が実施した五kW風車二基による地域エネルギー実証調査にも取り組みましたが、残念ながら強風によるトラブルが相次ぎ、十分な成果をあげられず実用化は無理と考えられました。

## ◆逆転の発想で町おこしへ

この悪風を逆手にとり町おこしに利用しようと、平成元年頃ふるさと創生事業をきっかけに、町民のアイディアから風をキーワードにした地域づくり構想「立川町風車村計画」が生まれ、そのシンボル

ルとして風車を建設することになりました。日本風力エネルギー協会の先生方からの協力により、現地調査やこれまでの実験結果を検討いただいたところ、内陸部としては比較的強い風が吹き、年間をとおして風力発電を行うのに十分な条件が揃っており、また外国では風車の開発及び導入が進んでいることから、再度風力発電に取り組むことになりました。

## ◆シンボル風車の建設と風車村の整備

アメリカ製一〇〇kW風車三基を建設した平成四年当時、自治体で風力発電施設の導入事例は少なく、同年に誕生した余剰電力購入制度を活用し、電力会社に連系した売電を行う先進的施設として、その後の国内導入の先例となりました。発電した電気は周辺施設で利用し、余った電気は東北電力(株)に余剰電力として販売しており、風のまち立川のシンボルとしての役割を果たしています。

その後、町では強風を地球にやさしいエネルギーとして活用し、環境問題への小さな行動とPRを図ること、風にこだわった地域づくりを図ること、町おこしのために心に風を起こすことの3点を基本コンセプトに風車村計画

を総合的に進めており、シンボル風車周辺は「風車村」として位置付けられ、施設整備が図られてきました。平成七年度にオープンしたウィンドーム立川は、風の資料室や多目的アリーナ、風車の発電した電気を充電に使用した子供バッテリーカー広場、大型木製遊具広場などが整備され、観光と教育的要素を兼ね備えたゾーンとしての役割を果たしており、施設の利用者は年間五万人を超えています。また、風を芸術的にとらえ風の町の景観を高めるために、世界的に活躍している風の造形作家新宮晋氏の風のモニュメント二作品を街角に設置して、立川町の自然のリズムを表現しています。



「風車村」ウィンドーム周辺

## フォーラム

## ◆本格的な風力発電の導入

立川町では、国の補助を受け平成七年度に「立川町新エネルギー導入計画」を策定しました。この計画は、これまで町が取り組んできた「町のシンボル」地域おこしの発想から脱却し、二酸化炭素の削減を始めとする地球温暖化問題への対応として、本格的な風力発電の導入を目的とするものであり、最終的には町全体の年間消費電力量約二、二〇〇万kWhに相当する電力量を、風力発電を中心とした新エネルギーで発電する計画です。

その中心となる風力発電の導入は、シンボル風車建設をきっかけ



田園地帯の風車群

に、風をテーマに地域活性化を進める市町村が参加し、当町で平成六年開催した「第一回全国風サミット」が縁となり、国内初の風力発電を行う民間会社が最上川沿いの田園地帯に、平成八年デンマーク製の四〇〇kW風車二基を建設しました。その後この会社に町が出資して設立された第三セクターにより、平成九年度から十一年度までの継続事業で六〇〇kW風車四基が建設されました。

平成十二年度には「第二次立川町新エネルギー導入計画」が策定され、環境問題やエネルギー問題への対応を図るとともに、立川町のような中風速域における大型風車の事業性を実証することを目的に、平成十三年度に町が事業主体となり一、五〇〇kW風車一基を既設風車群近くに建設しました。

これにより、風車一〇基を合わせると総出力五、〇〇〇kW、年間発電量約九三七万kWhとなり、新エネルギー比率は町全体の年間消費電力量の約四二・六%までに達しています。現在、民間会社による一、五〇〇kW風車一基の建設も進められており、これを含めると同比率は約五七・六%に達します。

## ◆町民の意識

全国に先駆けて風力発電を導入

エコランドでのフリーマーケット



し、厄介者の悪風を地域資源として活用した取り組みが、テレビや新聞、雑誌等で度々取り上げられ、町内外、更に全国にPRされていることから、住民にとって町の誇りとしての意識が定着し、自信にもつながっています。また県外に住む町出身者からも、出身地を誇れるものとして高く評価されています。

また、平成十一年度からは地域レベルで地球環境問題に取り組み、環境にやさしい町づくりをテーマにした「エコランド事業」を開催するなど、町内の地域づくりグループ及び地域団体等多くの住民が参加し、住民のやる気起こしにつながるとともに環境問題に

対する取り組みの浸透が図られています。

このような活動をとおして、町民による分別収集とリサイクル活動の推進やフリーマーケット・リサイクル市場の開催、買い物袋持参によるマイバック運動等の取り組みが行われており、平成十三年度の町内ゴミ収集量一、九八〇トンの内約九八〇トンのリサイクルされ、資源化率が四九%に達しています。

## ◆今後の新エネルギー導入

本町の最終目標は、新エネルギー導入計画にあるように新エネルギー比率一〇〇%を目指しており、今後とも風力発電の導入を促進していきます。

また、立川町は森林面積が町全体の八三%を占める山村地帯であり、積雪も山間部は二mから三m以上に達する屈指の豪雪地帯でもあります。これら森林資源や雪は、町内に豊富に賦存する未活用の資源であることから、今後木質バイオマスや雪氷冷熱エネルギー、小規模水力発電の活用等に関する調査、研究も進めていく必要があります。



フォーラム

◆環境にやさしい町づくりを  
目指して

立川町は、これまで地域特性を生かした身近な環境対策として、環境にやさしいクリーンエネルギーである風力発電の導入を推進するとともに、昭和六十二年に立川町堆肥生産センターを設置し、町内で発生する生ゴミの全量を粉殻や畜糞と混ぜてコンポストを生産しており、安全で土にやさしい有機質完熟堆肥として水田に還元し有機米生産に結び付け、有機農業と資源循環型社会の形成に取り組んできました。



生ゴミからのコンポスト散布

この豊かな自然と生活環境を保全し、私たちの子孫に引き継ぎ、環

境の視点からの地域活性化を図り環境にやさしい町づくりを進めるため、平成十二年度に「環境まちづくり基本構想」を策定しました。これまで取り組んできた風車による自然エネルギーの推進、コンポスト生産を中心とした農村型ゼロエミッション構想の推進と地球温暖化対策に、自然と人間との共生、環境まちづくりを加えた四つの理念に基づき、自然と調和した安全で快適な町づくりを総合的に推進しています。

更に、エネルギー供給サイドとしての風力発電導入のみならず、需要サイドにおける省エネルギーへの取り組みを平行して進めるため、平成十三年度・十四年度の継続事業で「立川町省エネルギービジョン」の策定も行っており、具体的な数値目標を掲げながら、今後も行政と地域住民が一体となり環境問題への取り組みを推進し、環境にやさしい町づくりを目指しています。

(立川町企画開発課長

石塚 俊)

日本の農林漁業のトップ  
リーダー発表大会のご案内

日本農林漁業振興協議会(日本の農林漁業の最前線で活躍している農林漁業経営者で構成。会長・檜垣徳太郎 全国農業会議所顧問)は、三月四日(火)、東京大学弥生講堂において、「日本農林漁業のトップリーダー発表大会を開催いたします。

本年は特に、 武部勤前農林水産大臣に、「食と農の再生、農政改革とリーダーの役割」と題する特別記念講演を行って頂きます。

また、 過疎、高齢化に苦悩する中山間地の農山村で、「夢ある農村産業を目指して」、農業生産、加工、サービス事業を総合的に行う第六次産業事業体を創業して十五年、従業員一八〇人、売上高二億五千万円、年間の訪問顧客五十万人の成果をあげて、過疎農山村の再生、活性化モデルとして注目されている三重県阿山町のモクモクファーム吉田専務が、基調講演を行います。

そのほか、国内最高の経営、技術力を有する四人の天皇杯受賞者等に多年にわたり心血を注いで創出した経営、技術を発表して頂きます。

北海道美瑛町で、四戸の経営法人を結成、「夢ある農業と経営安定を目指して」、一六〇ヘクタールの農用地を活用して、大規模機械技術化作業体系と合理的な輪作体系を確立した柏台生産組合長の狩野利幸氏、鳥根県温泉津町で、フリースト

ル方式で効率的に千頭の乳用牛飼養し、四年生大学卒の従業員十三人がイキイキと活動する吉浦牧場主の田村雅登氏、 岐阜県糸貫町で、オランダ、ドイツの最先端技術を導入六千坪の温室で、ミニバラ年間一五〇万鉢を生産する大西隆氏、 日本を代表する林業地帯、和歌山県龍神村で、一七五ヘクタールの山林経営を地道に展開している真砂典明氏など、トップリーダー四氏です。

日本の農林漁業は、国際化時代、輸入農林水産物との競合、担い手問題、食と農の信頼回復、進まぬ自給率向上など、多くの困難な課題に直面していますが、トップリーダーの力強い活動の中に、将来への展望を見出し、頂けるのではないかと存じます。農林業関係諸機関、団体職員、地方自治体職員、農業委員、農業者、大学校、農業高校の学生、農業後継者など、幅広い関係者のご参加をお待ちしています。

ご参加を希望される方は、住所・氏名・年齢・職業・電話番号等をご記入の上、FAXでお申し込みください。

▽日時 平成十五年三月四日(火)

一〇時～一六時三〇分

▽場所 東京大学弥生講堂 一条小路

東京都文京区弥生一―

詳細は左記までご照会ください。

【照会先】

日本農林漁業振興協議会事務局

TEL & FAX 〇三(三三二五)〇五五五

林または大越まで

随 想

千曲川源流の村

— 私達の、この村を想う —



長野県 野村 長  
長 野 村 長  
かわ 上 村 長  
藤 原 忠 彦

随 想

私が村長に当選したのは、昭和六十三年二月の事でした。それまで村の職員であった私には、村長とは「全能を以て村民の生命財産を守り、その生活環境まで全責任を負う」ための選ばれた人という認識でありました。当時役場企画課長であった私を、その職に担ぎ出そうとする人達の熱意は本当に有難くも、正直戸惑いました。私にその重責が果たせるか、また住民がその職責を付託してくれるのかと。

しかしながら幸せなことに、私を押し上げようとする人達の輪が大きく広がりに日に応援の声が強まってきました。村民の過半数以上の署名活動に支えられ、それまでであった戸惑いと躊躇が希望と決意に変わっていききました。結果三十三代目の村長に無投票で当選することができました。私が村役場に奉職したのは昭和三十

八年一月、二十四才の時でありました。社会は高度成長初期の最中であり、東海道新幹線や近代的な建築物、高速道路等、東京オリンピックに向けて国全体が活気に満ち、至る所で槌音が聞こえておりました。私達の村にテレビが普及してきただけでも、ちょうどその時であったように思います。農業を基幹産業とした村もようやく大型トラクターが導入され、農地開発等いよいよ成長の黎明期を迎えようとしていました。それまでの川上村は、島崎藤村の「千曲川のスケッチ」で紹介されているように、平均標高一〇〇mという高冷地のため、稲作や果樹等の生産は全くだめで、小規模の養蚕や諏訪地方等への出稼ぎという、いわゆる寒村でありました。この地理的条件下で先輩達は色々な方策を探り、出稼ぎ生活からの脱却という強いエネルギーをもってしてもやはり限界はありました。

大転機が訪れたのは、朝鮮戦争が勃発した頃と期を一にしています。それは前線基地の特需レタスの栽培要請だったのです。一つの産業が興るのは、強い意志と行動力だけではなく、その時の時流とそれを的確に感知する感覚を持った人材、そしてそれを活用する資本と資源を有していなければならぬと思います。まさに川上村は、その三拍子揃った条件の中で、辿るべき道を探しあてたと言えます。また、戦後の国民の食生活もアメリカナイズされた為か、肉や野菜の需要が急激に増加したのも幸いしたものと思います。かくして三十年代は全村を挙げて、野菜生産に向けて始動したものでした。

そんな訳で、私が役場に入った頃は農業基盤整備に追われ、農地は年々拡大し、その生産量も飛躍的に増加していきました。村民は猛烈に働き、そして私も国、県と走り廻る忙しさの中にも不思議とつらさはなく、むしろ役場に行くのが楽しかったように思います。四十年代、五十年代と好景気に沸く村の中で、村のインフラも着々と整備されていったのはいうまでもありません。「とにかく忙しく、とにかく楽しかった」と思っています。

さて、五十年代後半になりますと農業基盤整備も終わり、増反、増産の動きも鈍くなり社会背景も相まって財貨万能主義的な風潮も表れてきました。経済の急激な発展によってもたらされた物の豊かさよりも、人の心の豊かさが失われてきているように思われてきました。それまで、地域あるいは隣近所で助け合ってコミュニティを形成していたものが、少しずつ溶けてきたように感じ、これではいけないと強く思うようになりました。企画課長の時、村の総合計画を策定するにあたり、その思いをぶつけ、「何とかして方向を転換させるべき」という思いが村民に通じ、多くの賛同者を得たことは前述の通りです。

私は村長に就任して以来「真の豊かさは心の豊かさ」と、村づくりは人づくり」をモットーにしてまいりました。村づくりは人づくりであり、どんな困難なときでも明日の希望を見出せる人になって欲しい、その為の人づくりをしなければならぬ」と考えています。いま、川上村は前述の通り幾多の試練と時代を経て、全国有数の野菜産地として成長しました。それにより、かつての寒村から脱却することはできました。この時代ではありません。その上に「情」つまり豊富な情報の確保と三つの「コウ」も併せ持たなければならぬと思えます。三つの「コウ」とは、「地域交通対策」「高齢化対策」「国際交流」を言っておりますが、これも村づくりには必ず必要なものであると考えています。それが村民の総満足度を高め、物質による幸福感だけを追い求めるものではないというところへ辿り着くものと思ってい

随 想

お方ぶち



るからです。そして私が、村長就任後直ちに着手したのは、「情」と「三つのコウ」でした。今でこそ規制緩和が進んでおりますが、当時の規制は見事なまでに網羅されており、県や国のガードが硬かった訳です。これを突破するには大変なエネルギーを費やした訳ですが、このガードの本質は、「前例がない」考えられない」というものであり、中央官庁は全国を画一的な基準で押し計り、その地域の特性や、そこに住む人々の求めているものを理解する観念が乏しかったものだと思います。しかし乍ら、幸いにして制度改正と理解を最終的にはしていただき、廃止代替バス(交通)、CATV(情)を全国に先がけて完成させたところです。

私はこの経験を踏まえて、職員には基本的には地方自治というものは何でも出来るのだ、出来ないのは犯罪だけだ、だから知恵を出せと言っております。また、よそにない事業をするには様々な知恵を出さなければならぬ。どこかの事例を待っていると既成事実が嵌ってしまいやすく、創造の分野がなくなってくる。早く始めることは創造力を倍にするから職員も頑張るし、満足感や達成感も全然違う。それにも増して村民の反応も全然違ってくると思いますが。

そしてまた、時代が変わり世代の交代が進む中、唯一変わらないのは村に残されている豊富な自然と、バイタリティー溢れる村民性と思っております。豊富な自然は屋根のない学習室であり、母なるものです。子供達が遊び、大人達が憩う場所であり、都会の喧嘩に疲れた人達が回帰するところでもあります。千曲川の端を発する甲武信岳は山梨、埼玉、長野の三県に跨り日本海と太平洋の分水嶺でもありますが、原生林が茂り、毎年多くの老若男女が訪れております。また、将来的にも訪れる人々は増加の一途を辿ると予想しております。地球上の動物の中で唯一自然を文化的に使い、共生できるのは人間だけです。自然を題材にして、理性と感性を

磨けるのも人間のみであると思っております。このような貴重な財産も、不適切な開発から守らなければなりません。そしてまた、地域には豊富な自然とそこに醸し出された人材が生活を営んでいるわけですが、村づくりの必要条件として私なりに呼んでいる「三風の原則」つまり風土風習、風味を取り入れ、地域の個性を伸ばすことだと思っております。これらは目立ちはしませんが、その地域政策の根底をなすものと捕らえていきます。

そして、バイタリティー溢れる村民性は、いずれも戦中戦後の厳しい生活環境の中から、逆境にもめげず立ち上がったエネルギーに培われたものであり、その気質は脈々と受け継がれております。合計特殊出生率も平成四年には三・四五を記録し、後継者も次々と育っております。あるいは自然、あるいは人間は手をかけ、時間をかけてゆつくりと醸成されるものです。その環境を整えるには困難な問題が発生しようとも克服して行かなければならないと思っております。

問われれば、村づくりは人づくり、私はもう一度そう答えます。

「お方ぶち」

一月十四日に新婚さんの家を子ども達が訪れ「お方」(嫁に對する最高の敬称)さんを祝う原地区の伝統行事です。

# 損害保険

代理店

## 株式会社 千(ちさと)里

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

☎ 03-5512-4726(代)

営業所(全国24か所)

# 政策リーダー

# 政策リーダー

## 地方公務員給与実態調査結果まとめ

総務省

総務省は、このほど二〇〇二年四月一日現在の地方公務員給与の実態調査結果をまとめた。

それによると、地方公共団体の給与水準は、ラスパイルス指数でみると全地方公共団体平均で前年比〇・一ポイント増の一〇〇・六となっている。この結果、昭和四十九年の一〇・六をピークに昭和五十年以降低下傾向が続いていたが、二十八年ぶりに上昇した。これを反映して同指数の分布状況は、逐年低い階層に移行しており、同指数が一〇〇以上の自治体も平成六年以降皆無となり、一〇五以上の自治体についても大きく減少するなど着実に適正化が進んでいる。

また、同指数一〇〇未満の自治体は二、五二二団体と全体の七割を占めている。

このほか、団体区分別のラスパイルス指数をみると、都道府県が一〇二・二(前年比〇・五ポイント増)、指定都市が一〇三・四(同〇・三ポイント減)、市が一〇一・二(同〇・二ポイント減)、町村が九六・〇(同〇・二ポイント減)、また、一般行政職の団体区分別の平均給料月額では、都道府県が四万五九〇一円(平均年齢四一・一歳)、市が四万五九四七・九円(同四二・九歳)、町村が三万八三三・三三〇五円(同四一・四歳)となっている。

## 過去に不適正処分された産業廃棄物の除去等に関する法案まとめ

環境省は、生活環境の保全等を図るため、過去に不適正処分された産業廃棄物の一掃を目指し、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」をまとめた。

平成十年六月以降の不法投棄に対しては、平成九年六月の廃棄物処理法改正により、都道府県等が代執行処理を行った場合、自己負担を四分の一とする制度が適用されているが、平成十年六月以前の不法投棄に対しては、代執行処理に要した経費の三分の二を都道府県等が自己負担しなければならなかった。

このため、同法案では、平成九年六月の廃棄物処理法改正の施行前の不法投棄事業に対しては、財政支援等により早期に問題解決を図ることとし、都道府県等が行う代執行処理に対し、特例として地方債の発行を認めるほか、有害性の高い廃棄物の処理の場合、国の補助を三分の一から二分の一に引き上げる特例措置を行うこととしている。

但し、都道府県又は保健所設置市が、環境大臣の策定した基本方針に即し、環境審議会等及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、同意を得て策定された実施計画に基づく処理に限られる。

同法案は、平成二十四年度までの時限立法で、公布日から施行されることになっており、今国会に提出される予定。

## 食品安全基本法案閣議決定

政府は、七日の閣議で食の安全確保に向けた基本方針などを定めた「食品安全基本法案」を閣議決定し、今通常国会に提出した。

法案提出の背景には、BSEの発生や相次ぐ食品の虚偽表示問題などを契機に食品の安全への国民の不安が高まってきたこと等がある。

法案は食品の安全性の確保に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針等を定め、国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに、消費者の役割を明らかにすることで、食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的としている。

法案では、基本理念として国民の健康の保護を第一に掲げるとともに、施策の策定に係る基本方針として次の措置が講じられなければならないとしている。食品健康影響評価の実施、国民の食生活の状況等を考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいた施策の策定、情報の提供や意見を述べる機会の付与の他、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進、緊急事態への対処や発生の防止に関する体制の整備等。

また内閣府に、内閣総理大臣が任命する七人で組織する「食品安全委員会」を設置し、健康に悪影響を及ぼすような問題が起きた場合には、同委員会が関係大臣に対策をとるよう勧告出来ることとしている。